



# 和歌山県報

県 章

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集登載事項)

## ○ 規則

- \* 98 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- \* 99 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 ( " )

## ○ 告示

- 1326 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (出納室)

## ○ 出納長訓令

- 1 和歌山県つり銭用資金取扱規程 (出納室)

## 規則

## 和歌山県規則第98号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

## 和歌山県財務規則の一部を改正する規則

資金前渡	第61条第1項ただし書に規定する経費	支出の決定をするとき		資金の前渡を要する額
	その他の経費	資金の前渡をするとき	全額(第59条第1項、第3号、第5号、第7号及び第9号並びに同条第2項に規定する経費を除く。)	資金の前渡を要する額 算出基礎及び内容を明らかにした書類

## 附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 和歌山県規則第99号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

## 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

2 税務課の出納員	(1) 税務課の所掌事務に伴う県税収入の収入(戻出に係る支払を除く。)に関すること。 (2) かいの所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び時保管すること。
-----------	---

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「令第161条に規定する資金前渡の方法により支出する給与及び」を削る。

第59条第2項第19号中「つり銭用資金の交付を受けるかいにおける」を削る。

第87条第1項第2号及び第93条第1項第3号中「日本道路公団、住宅・都市整備公団等」を「公団等」に改める。

第112条の次に次の1条を加える。

(つり銭に充てるための歳計現金の保管)

第112条の2 出納長は、現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため、歳計現金のうちから必要と認める額をつり銭用資金として出納員に交付し、及び保管させることができる。

2 前項のつり銭用資金についての交付及び保管の手続その他取扱いに関し必要な事項は、出納長が別に定める。

別表第2備考6中「第5号」を「第3号、第5号」に改める。

別表第3資金前渡の項を次のように改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則(昭和45年和歌山県規則第23号)第1条に定める証紙及び同規則第3条に定める計器始動標札の出納並びに保管に関するこ

(2) 県税還付金に係る公金送金通知書の債権者への通知に関するこ

別表第2の2の項を次のように改める。

- (3) 地方税法第16条の2第2項の規定により証券をもつてする納付又は納入の委託を受けた場合における当該有価証券(以下「県税納付受託証券」という。)を出納し、及び保管すること。
- (4) 和歌山県自動車税等証紙特別会計に係る歳入金を直接収納し、及び一時保管すること。
- (5) つり銭用資金を保管すること。

別表第2の6の項中「(6) つり銭用資金を保管すること。」を削り、同表7の項中「(7) つり銭用資金を保管すること。」を削り、同表9の項中「(5) つり銭用資金を保管すること。」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

### 告 示

#### 和歌山県告示第1326号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

和歌山県知事 木村 良樹

3収納代理金融機関の表中「UFJ信託銀行株式会社」を「三菱UFJ信託銀行株式会社」に改める。

### 出納長訓令

#### 和歌山県出納長訓令第1号

府中一般

各 か い

和歌山県つり銭用資金取扱規程を次のように定める。

平成17年9月30日

和歌山県出納長 水谷 聰明

#### 和歌山県つり銭用資金取扱規程

##### (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第112条の2第2項の規定により出納長が定めるつり銭用資金についての交付及び保管の手続その他取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

##### (交付限度額等)

第2条 出納長がつり銭用資金を保管させる出納員名、つり銭用資金の目的及びつり銭用資金の交付限度額は、別表のとおりとする。

##### (交付申請)

第3条 出納員は、つり銭用資金の交付を受けようとするときは、つり銭用資金交付申請書(別記第1号様式)を出納長に提出しなければならない。

##### (交付決定)

第4条 出納長は、前条の規定によるつり銭用資金の交付申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認めたときはつり銭用資金の会計年度を越えた保管について承認し、及びつり銭用資金継続保管承認通知書(別記第6様式)により当該出納員に通知するものとする。この場合に

りつり銭用資金の交付を決定し、及びつり銭用資金交付決定通知書(別記第2様式)により当該出納員に通知するものとする。この場合において当該出納員がかいの出納員であるときは、当該かいのかい長にも通知するものとする。

##### (保管開始報告)

第5条 出納員は、つり銭用資金の交付を受けたときは、つり銭用資金保管開始報告書(別記第3号様式)を出納長に提出しなければならない。

##### (目的外使用の禁止)

第6条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金を現金の収納に際し必要なつり銭に充てる目的に反して使用してはならない。

##### (保管)

第7条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金をつり銭に充てるのに適した種類の貨幣に両替した上、盜難、亡失等がないよう、金庫による保管方法その他の安全な方法により保管しなければならない。

2 出納員は、つり銭用資金保管簿(別記第4号様式)を備え、交付を受けたつり銭用資金の保管状況を記録しなければならない。この場合において、つり銭用資金をつり銭に充てた日ごとに、当該日の最終の現金の在り高についてその貨幣の種類別に記帳するものとする。

##### (保管状況の確認)

第8条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金の保管状況について、毎月末に、かい以外の出納員にあっては出納室長の確認を、かいの出納員にあっては当該かいのかい長の確認を受けなければならない。

2 前項の確認において、つり銭用資金の保管状況について適当ないと認められるものが確認されたときには、出納室長又は当該かい長は、その確認した状況について直ちに出納長に報告しなければならない。

##### (継続保管)

第9条 出納員は、会計年度を越えて引き続き交付を受けたつり銭用資金を保管する必要がある場合には、つり銭用資金継続保管承認申請書(別記第5号様式)を出納長に提出しなければならない。

2 出納長は、前項の規定によるつり銭用資金の継続保管承認申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認めたときは当該つり銭用資金の会計年度を越えた保管について承認し、及びつり銭用資金継続保管承認通知書(別記第6様式)により当該出納員に通知するものとする。この場合に

において、当該出納員がかいの出納員であるときは、当該かいのかい長にも通知するものとする。

(返還)

第10条 出納員は、つり銭用資金を保管する必要がなくなったとき、又はつり銭用資金を増減させる必要が生じたときは、当該交付を受けたつり銭用資金を出納長に対し返還しなければならない。この場合において、つり銭用資金返還通知書（別記第7号様式）を出納長に提出するものとする。

- 2 出納長は、つり銭用資金を保管させる必要がないと認めるとき、又は保管の条件に違反する行為があると認めるときは、当該つり銭用資金を保管している出納員に対し、交付したつり銭用資金の返還を命じるものとする。
- 3 出納長は、交付したつり銭用資金が返還された場合には、当該返還した出納員がかいの出納員であるときは、当該かいのかい長にその旨を通知するものとする。

(事務の補助)

第11条 出納員は、交付を受けたつり銭用資金の保管に関する事務において、当該つり銭用資金をつり銭に充てて現金の収納を行う収納員に当該事務の補助を行わせることができる。

- 2 出納室長及びかい長は、つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務において、出納室又は当該かいの職員（当該つり銭用資金を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員を除く。）に当該事務の補助を行わせることができる。

(検査)

第12条 出納長は、隨時につり銭用資金の保管状況について検査を行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に出納員において交付を受けているつり銭用資金については、この訓令の規定による手続を経て交付されたものとみなす。

別表 (第 2 条関係)

保管させる出納員名	目的	交付限度額
税務課の出納員	税務課分室の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	30,000円
海草振興局建設部の出納員	海草振興局建設部の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	35,000円
医科大学の出納員	医科大学附属病院の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	500,000円
医科大学付属病院紀北分院の出納員	医科大学附属病院紀北分院の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	500,000円
子ども・障害者相談センターの出納員	子ども・障害者相談センターの現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	20,000円
図書館の出納員	図書館の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	50,000円
近代美術館の出納員	近代美術館の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	200,000円
博物館の出納員	博物館の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	50,000円
自然博物館の出納員	自然博物館の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	300,000円

平成 17 年 9 月 30 日 (金曜日)

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

## つり銭用資金交付申請書

第 号

年 月 日

和歌山県出納長 様

課室又はかいの名称

出納員 氏 名  印

和歌山県つり銭用資金取扱規程第 3 条の規定に基づき、下記のとおりつり銭用資金の交付を申請します。

記

- |                       |      |   |
|-----------------------|------|---|
| 1 交付を申請するつり銭用資金の額     | 金    | 円 |
| 2 つり銭用資金を保管する出納員名     |      |   |
| 3 つり銭用資金の目的           |      |   |
| 4 つり銭用資金の交付を受けたい年月日   |      |   |
| 5 つり銭用資金を充て、現金を収納する件数 | 年間 約 | 件 |

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

## つり銭用資金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

出納員 様

和歌山県出納長  印

年 月 日付け 第 号で申請のあったつり銭用資金については、  
和歌山県つり銭用資金取扱規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

- | 1 交付するつり銭用資金の額     | 金 | 円 |
|--------------------|---|---|
| 2 つり銭用資金を保管させる出納員名 |   |   |
| 3 つり銭用資金の目的        |   |   |
| 4 つり銭用資金の交付年月日     |   |   |
| 5 つり銭用資金の保管の条件     |   |   |
- (1) つり銭用資金は、現金の収納に際し必要なつり銭に充てる目的に反して使用  
してはならないこと。
- (2) つり銭用資金は、盜難、亡失等がないよう、金庫による保管方法その他の安  
全な方法により保管しなければならないこと。
- (3) つり銭用資金保管簿を備え、つり銭用資金の保管状況を記録しなければなら  
ないこと。
- (4) その他和歌山県つり銭用資金取扱規程の各規定を遵守すること。

平成 17 年 9 月 30 日 (金曜日)

## 別記第3号様式（第5条関係）

## つり銭用資金保管開始報告書

第 号

年 月 日

和歌山県出納長 様

課室又はかいの名称

出納員 氏 名  印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったつり銭用資金については、 年 月 から保管を開始したので、和歌山県つり銭用資金取扱規程第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- | 1 交付を受けたつり銭用資金の額   | 金 | 円 |
|--------------------|---|---|
| 2 つり銭用資金を保管する出納員名  |   |   |
| 3 つり銭用資金を充てる目的     |   |   |
| 4 つり銭用資金の交付を受けた年月日 |   |   |

### 別記第4号様式（第7条関係）

## つり銭用資金保管簿

備考

- 1 つり銭用資金をつり銭に充てた日ごとに、当該日の最終の現金の在り高についてその貨幣の種類別に記帳すること。
  - 2 「確認者の印」については、毎月末に行われる出納室長又はかい長の保管状況の確認の際に、当該確認者が押印すること。

別記第 5 号様式 (第 9 条関係)

## つり銭用資金継続保管承認申請書

第 号  
年 月 日

和歌山県出納長 様

課室又はかいの名称

出納員 氏 名  印

交付を受け、及び保管している下記のつり銭用資金について、会計年度を越えて引き続き保管したいので、和歌山県つり銭用資金取扱規程第 9 条第 1 項の規定に基づき年度への継続保管の承認を申請します。

記

- |                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 1 継続保管を申請するつり銭用資金の額 | 金 | 円 |
| 2 継続保管を申請する理由       |   |   |
| 3 つり銭用資金を継続保管する出納員名 |   |   |
| 4 つり銭用資金の目的         |   |   |
| 5 つり銭用資金の交付を受けた年月日  |   |   |

備考 直近の「つり銭用資金保管簿」の最終ページの写しを添付すること。

別記第 6 号様式 (第 9 条関係)

## つり銭用資金継続保管承認通知書

第 号  
年 月 日

出納員

様

和歌山県出納長  印

年 月 日付け 第 号で継続保管承認申請のあったつり銭用資金については、和歌山県つり銭用資金取扱規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり継続保管を承認します。

記

- | 1 継続保管させるつり銭用資金の額    | 金 | 円    |
|----------------------|---|------|
| 2 つり銭用資金を継続保管させる出納員名 |   |      |
| 3 つり銭用資金の目的          |   |      |
| 4 つり銭用資金を継続保管させる年度   |   | 年度まで |
| 5 つり銭用資金の保管の条件       |   |      |
- (1) つり銭用資金は、現金の収納に際し必要なつり銭に充てる目的に反して使用してはならないこと。
- (2) つり銭用資金は、盗難、亡失等がないよう、金庫による保管方法その他の安全な方法により保管しなければならないこと。
- (3) つり銭用資金保管簿を備え、つり銭用資金の保管状況を記録しなければならないこと。
- (4) その他和歌山県つり銭用資金取扱規程の各規定を遵守すること。

平成17年9月30日(金曜日)

別記第7号様式(第10条関係)

## つり銭用資金返還通知書

第 号

年 月 日

和歌山県出納長 様

課室又はかいの名称

出納員 氏 名  印

交付を受け、及び保管していたつり銭用資金について、下記のとおり出納長に対し返還することとなったので、和歌山県つり銭用資金取扱規程第10条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1	返還するつり銭用資金の額	金	円
2	つり銭用資金を返還する年月日		
3	つり銭用資金を返還する理由		
4	つり銭用資金を返還する出納員名		
5	つり銭用資金の交付を受けた年月日		

備考 直近の「つり銭用資金保管簿」の最終ページの写しを添付すること。